

水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項

平成21年4月28日

水戸市告示第101号

(趣旨)

第1条 この要項は、障害者のスポーツへの参加を促進するため、スポーツ仕様補装具（身体障害者がスポーツをするため必要となる補装具をいう。以下同じ。）を購入した身体障害者に対し、予算の範囲内において、身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象スポーツ仕様補装具)

第2条 補助金の交付の対象となるスポーツ仕様補装具の品目は、障害の種別に応じ、別表に定めるものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、在宅において生活する者であること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定による支給決定を受けていないこと。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けていること。
- (4) 本人又はその属する世帯の他の構成員（本人が18歳以上の場合は、その配偶者に限る。）の第5条の規定による申請のあった月の属する年度分（当該申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に規定する額未満であること。
- (5) 過去に補助金の交付を受けたことがある場合は、当該交付の決定を受けた日から当該決定に係るスポーツ仕様補装具の品目ごとに別表に定める期間を経過していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、スポーツ仕様補装具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。ただし、100,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付申請書（様式第1号）にスポーツ仕様補装具の見積書（以下「見積書」という。）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 見積書に記載された内容に変更があるとき。
- (2) スポーツ仕様補装具の購入を中止するとき。

(補装具の購入の報告)

第8条 受給者は、スポーツ仕様補装具を購入したときは、身体障害者スポーツ仕様補装具購入報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入したスポーツ仕様補装具の領収書の写し
- (2) 購入したスポーツ仕様補装具の写真

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金額確定通知書（様式第5号）により当該受給者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた受給者は、補助金の交付を受けようとするときは、身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年4月14日告示第116号）

(施行期日)

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入費助成金交付要項の規定により身体障害者スポーツ仕様補装具購入費助成金の交付

を受けた者に係る改正後の第3条第5号の規定の適用については、同号中「過去に補助金」とあるのは「過去に水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入費助成金交付要項の一部を改正する要項（令和2年水戸市告示第116号）による改正前の水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入費助成金交付要項に基づく身体障害者スポーツ仕様補装具購入費助成金（以下この号において「助成金」という。）又は補助金」と、「当該補助金」とあるのは「当該助成金又は補助金」とする。

- 3 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

印

(電話

)

身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金の交付を受けたいので、水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項第5条の規定により下記のとおり申請します。

なお、当該補助金の交付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料等に関して関係機関への調査、照会等を行うことについて承諾します。

記

氏名		生年月日	
身体障害者 手帳番号		手帳交付 年月日	
障害名 等級	(級)		
スポーツ仕様 補装具購入の目的			
スポーツ種目・ 補装具の品目			
購入を 希望す る補装 具業者	名称		
	所在地		
	電話		FAX
添付書類 スポーツ仕様補装具の見積書の写し			

様式第2号(第6条関係)

身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金の交付については、下記のとおり決定(却下)したので、水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項第6条の規定により通知します。

記

決定

1 補助金額 円

2 補助金の交付条件

- (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項を遵守すること。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

却下

却下理由

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名
(電話)

身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止）する理由

2 変更の内容

(注) 変更後の見積書を添付すること。

年 月 日

住所

氏名

（電話 ）

身体障害者スポーツ仕様補装具購入報告書

年 月 日付けで交付の決定を受けた身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金について、身体障害者スポーツ仕様補装具を購入したので、水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 購入に要した費用の額 円
- 2 添付書類
 - (1) 購入した身体障害者スポーツ仕様補装具の領収書の写し
 - (2) 購入した身体障害者スポーツ仕様補装具の写真

様式第5号（第9条関係）

身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで報告のあった身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金の交付について、水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項第9条の規定により補助金額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

確定補助金額 円

様式第6号(第10条関係)

身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金請求書

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

印

(電話

)

年 月 日付けで確定のあった身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金の交付について、水戸市身体障害者スポーツ仕様補装具購入補助金交付要項第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	
フリガナ	
口座の種類	当座 普通 その他
口座番号	

別表（第2条，第3条関係）

障害の種別	品目	期間
肢体不自由	陸上競技レース用車椅子	5年間
	陸上競技スポーツ用義足・義手	3年間
	車椅子テニス用車椅子	5年間
	車椅子バスケットボール用車椅子	3年間
	アイススレッジホッケー用スレッジ	5年間
	自転車競技用3輪自転車	5年間
	アルペンスキー用チェアスキー	5年間
	アルペンスキー用アウトリガー	3年間
	電動車椅子サッカー用バンパー	5年間
	ウィルチェアーラグビー用車椅子	3年間
	車椅子卓球用車椅子	5年間
視覚障害	自転車競技用タンデム自転車	5年間